

受付番号
(税関記入欄)

登録番号
(税関記入欄)

インターネットによる事前教示に関する照会書 (減免税照会用) 税関様式C第1000-25号

令和 年 月 日 殿	照 会 者 の 住所、氏名 代 理 人 の 住所、氏名			輸入者符号 (担当者) (電話番号)
照会内容	下記貨物の 第 条 □ 関税定率法 第 項 □ 関税暫定措置法 第 号 □その他 () の適用について照会します。			
品名		数量		金額
輸入申告 予定官署		輸入契約の 時期		輸入の予定 時期
参考資料 (返却 □要 □否)	見本・写真・図画・カタログ・説明書・その他()			照会貨物に係る事前教示実績 (有・無) (事前教示番号) 類似貨物に係る輸入実績 (有・無) (輸入申告番号)
照会貨物の説明 (貨物の性状、機能、用途その他減免税の適用の可否の決定に必要な事実等)				
続	補足説明書	提出	枚	

(注)裏面の確認書にも記入をお願いします。また、注意事項をよくお読みください。

(規格 A4)

○事前教示照会に係る確認書

項目	確認欄
1. 照会に係る貨物について	
① 具体的な貨物及び事実に係る照会であり、架空の貨物等に係る照会ではありません。	はい・いいえ
② 照会する貨物について、事後調査中、不服申立て中又は訴訟中である等、減免税の適用に係る紛争等は生じていません。	はい・いいえ
③ 輸入申告中の貨物に係る照会ではありません。	はい・いいえ
④ 減免税の適用の可否を判断するに当たり輸入貨物の確認その他の手続を必要とするものではありません。	はい・いいえ
2. 照会について	
⑤ この照会は、 イ. 輸入しようとする貨物の輸入者又はその代理人 ロ. 輸入しようとする貨物の輸出者又はその代理人 ハ. 輸入しようとする貨物の性状、用途等を把握している他の利害関係者又はその代理人 によるものです。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。
3. 補足説明又は追加資料の提出について	
⑥ 照会書の提出に税関から補足説明又は追加資料の提出を求められた場合には説明又は資料の提出に応じます。	はい・いいえ
4. 文書による照会に準じた取扱いへの切替えについて（ <u>注意事項</u> 参照）	
⑦ 文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能な場合、切替えを希望します（回答内容については原則公開となります。）。	はい・いいえ
⑧ 切替えを行う場合、当該照会に係る事前教示回答書を、 イ. 税関の官署（政令派出所・方面事務所を含む。）において ロ. 郵送により ハ. 電子メールにより 受け取ることを希望します。	イ、ロ、ハのうち該当するものを記入してください。 また、イの場合は、受取を希望される税関の <u>官署名</u> を記入してください。
※官署名については、税関ホームページ（所在案内）をご参考下さい。 URL : http://www.customs.go.jp/kyotsu/map/index.htm	
⑨ ⑧イ又はロにより交付又は送達を行う旨の連絡を電子メールで行う際に、回答書の写しを併せて送付されることを希望します。	はい・いいえ
⑩ 切替えを行う場合、非公開期間の要否（原則公開です。）	要・否
非公開理由	非公開期間 () 日 (180日を超えない期間)

照会者 又は その代理人	氏名又は名称	
	住所又は所在地	

注 意 事 項

- 「照会貨物の説明」欄が不足する場合には、インターネットによる事前教示に関する照会書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付してください。
- この照会書は記載した事項が不十分である場合、事実と相違することが明らかとなった場合又は架空の貨物又は事実に係る照会その他事前教示の趣旨に反する照会の場合には、回答を受けられることとなりますので、注意して下さい。
- 一の照会書につき一の減免税の適用の可否に係る照会としてください。
- インターネットによる照会の文書による照会に準じた取扱いへの切替えは、関税法基本通達7—19の5—2(5)に規定する場合（本様式（C第1000号—25）による照会のうち、減免税の適用の可否について、文書による事前教示回答が可能であると認められる場合）に行います。ただし、照会者が切替えを行わないことを希望する場合を除きます。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、税関は、切替えを行ってから30日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとしています。
- 文書による照会に準じた取扱いに切替えを行った場合、事前教示照会に対する回答として税関より発給される事前教示回答書（変更通知書兼用）は、減免税の適用の参考とするため、照会貨物の内容及び回答内容について、回答後原則として公開し輸入者等一般の閲覧に供します。ただし、新規のアイディア商品等で、照会貨物の説明中に回答後一定期間（180日を超えない期間に限ります。）非公開を必要とする場合には、必要な期間、非公開とすることができますので、事前教示照会書中の「非公開期間の要否」欄中「要」に○をつけ、「非公開理由」欄にその理由を記載したうえ、「非公開期間」欄に具体的な非公開期間（180日を超えない期間）を指定して下さい。その際、税関より、非公開期間設定の必要性について説めることができます。

また、非公開期間が経過した後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に定める不開示情報に該当すると考えられる部分や守秘義務に抵触すると考えられる部分については、当該部分を伏せて公開することとなります。その際、税関より、非公開の必要性について説めることができます。